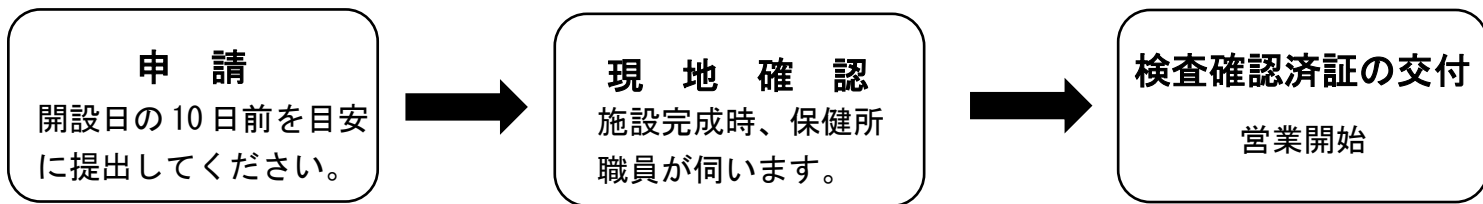


理容所・美容所を開設しようとする方へ

理容所又は美容所を新しく開設する場合は、開設しようとする施設の所在地を管轄する保健所に申請し、構造設備が基準に適合しているか現地確認を受ける必要があります。



申請に必要な書類

- 理容所の場合：「理容所開設届出書・理容所検査申請書」
美容所の場合：「美容所開設届出書・美容所検査申請書」
- 施設の平面図（施設の寸法・面積、設備の配置がわかるもの）
→作業場（9.9㎡以上）、待合所（面積規定なし）、洗髪台、セット椅子、消毒場所、消毒器、手洗い及びトイレを明記してください。
- 従事する資格者の理容師免許証又は美容師免許証
→免許証の原本及びコピー（1枚）のいずれもお持ちください。
また、婚姻等で氏名変更の手続きをしていない場合は、変更の事由の内容がわかる書類（戸籍謄本又は戸籍抄本等）を準備してください。
- 2名以上の資格者が従事する場合：管理理容師又は管理美容師講習会修了証書
→免許証の原本及びコピー（1枚）のいずれもお持ちください。
また、婚姻等で氏名変更の手続きをしていない場合は、変更の事由の内容がわかる書類（戸籍謄本又は戸籍抄本等）を準備してください。
- 従事する資格者の医師の診断書（結核・皮膚疾患の疾病の有無に関するもの）
- 開設者が法人の場合：登記簿謄本の確認
- 開設者が日本国籍を有しない場合：外国人登録証明書
- 申請手数料：青森県証紙16,000円分
→青森県証紙は、保健所内食品衛生協会でも購入できます。

記載例「美容所開設届出書・美容所検査申請書」

第1号様式（第2号関係）

美容所開設届出書・美容所検査申請書

令和〇年〇〇月〇〇日

青森県知事 殿

開設者 住所 つがる市〇〇町〇丁目〇ー〇

氏名 青森 花子

開設者が法人の場合は、
住所 主たる事務所の所在地
氏名 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇
などと記入してください。

美容師法第11条第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。併せて同法第12条の規定による美容所の検査を申請します。

記

美容所	名 称	西北美容所		
	所在地	五所川原市末広町14		
管理美容師	住 所	つがる市〇〇町〇丁目〇ー〇		
	氏 名	青森 花子		
美容所の構造及び設備の概要				
従業者	氏 名	登録番号	摘要（美容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患がある場合は、その旨）	
	青森 花子	1234	青森県	
	西北 太朗	5678	岩手県	
開設予定年月日		令和〇年〇〇月〇〇日		
同一の場所で現に開設している理容所の名称				
同一の場所で現に開設しようとしている理容所の開設予定年月日		年 月 日		

ビル等のテナントを使用する場合は、ビル名・フロアまで詳細に記入すること

従事する理容師又は美容師全員を記入すること。
摘要欄には免許を取得した都道府県名を記入する。

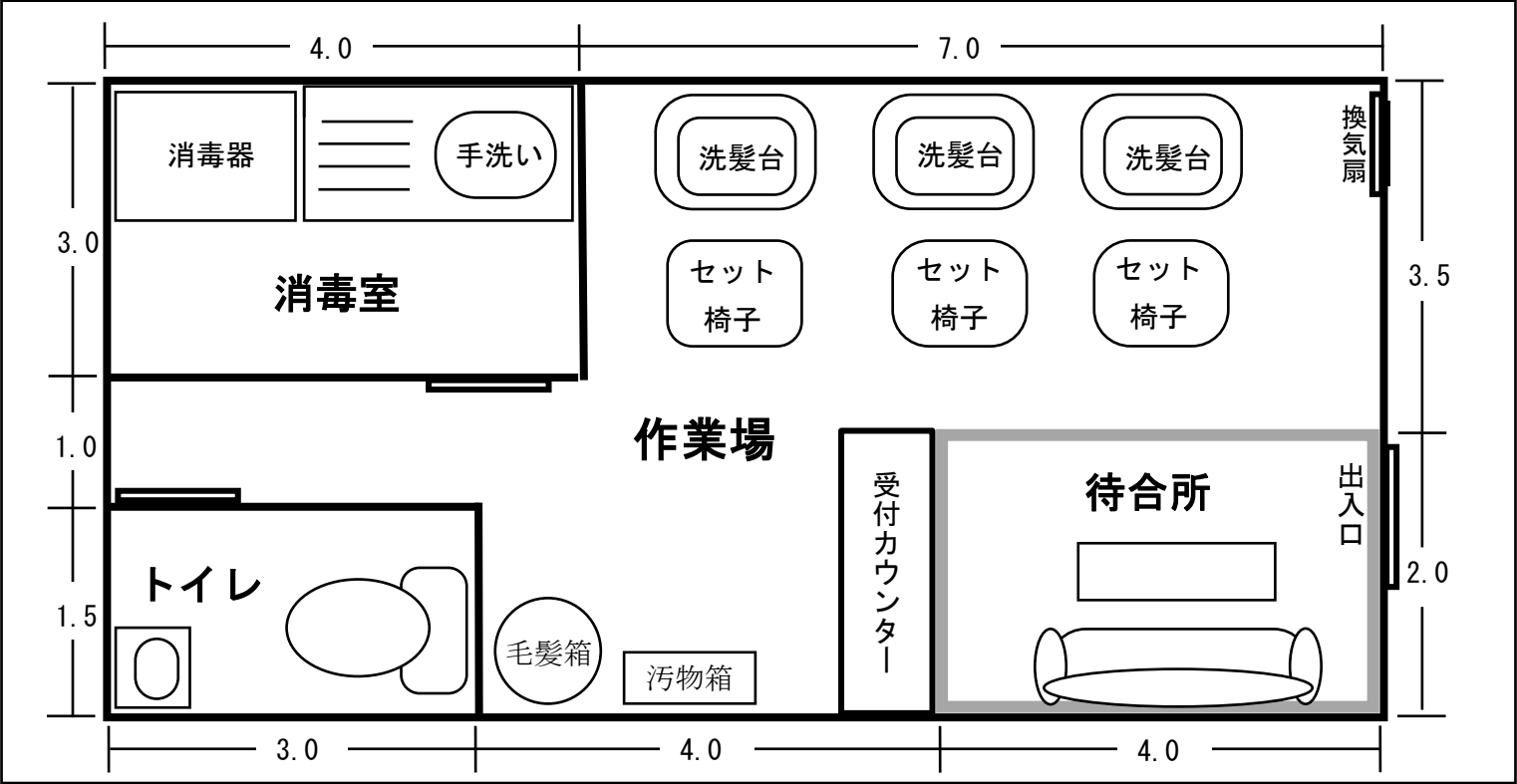
※裏面もあります。

記載例 別紙（構造及び設備の概要）

店舗の面積（内法）	作業室 25.0 m ² 待合所 8.0 m ²		
床の構造（材質）	コンクリート タイル 耐水化粧板・その他（ ）		
腰板の構造（材質）	コンクリート・タイル・耐水化粧板・ その他 （ 木材耐水性クロス張り ）		
作業室の照明	60 ワット 4 個 40 ワット 4 個		
換気方法	自然換気 （窓の開閉が自由） 動力換気 （エアコン 1台 換気扇 2台）		
○容椅子又は セット椅子	3 台	洗髪設備	3 台
消毒設備	紫外線消毒器 1台 蒸気消毒器 1台		
	薬品消毒（使用薬品名：エタノール・次亜塩素酸ナトリウム）		
	消毒バット 2個 薬液量計（200ml 1個 500ml 1個）		
	手指洗浄消毒設備（ 有 ・ 無 ）		
格納設備	消毒済器具 2箇所 『消毒済』の表示（ 有 ・ 無 ）		
	未消毒器具 2箇所 『未消毒』の表示（ 有 ・ 無 ）		
ふた付毛髪箱	1個	応急薬品一式	（ 有 ・ 無 ）
ふた付汚物箱	1個	排水先	下水道 浄化槽・その他

消毒に使用する薬品名を
記入してください。

記載例 平面図



構造設備基準等（以下の基準に適合しているか、現地にて確認します。）

- ① 理美容の作業に必要な構造が整っているか。
- ・面積9.9㎡以上の作業場と作業室の広さに応じた適当な待合所がありますか？
 - ・排水先が完全な洗髪（給湯設備も備える。）及び手洗いの流水設備を設けていますか？
 - ・作業場内は、採光、照明及び換気が充分ですか？
→換気方法は機械換気が望ましいですが、自然換気のみの場合は、窓に防虫のため網戸の設置が必要です。また、開口部は他の換気の影響を受けないよう気を付けてください。
- ② 一客ごとに手指消毒・器具を洗浄・消毒できる設備が整っているか。
- ・消毒に必要な設備を揃えていますか？
 - ・従業員又は客がハサミ等で傷付いたときのために応急薬品を備えていますか？
→絆創膏と傷用消毒薬等を準備してください。
- ③ 施設内を常に清潔に保てるような措置がとられているか。
- ・器具、布片及びタオルは、消毒済と未消毒と区別して格納していますか？
→「消毒済」「未消毒」の表示も必要です。
 - ・床及び腰板は、不浸透性材質（コンクリート、タイル、リノリューム又は板等）ですか？
 - ・ふた付の汚物箱及び毛髪箱を準備していますか？

理容所・美容所の管理（理容所及び美容所における衛生管理要領より抜粋）

○清掃

- 開設後は、設備及び器具等を清潔に保つなど衛生的な環境での営業が求められます。
- ・施設内は1日1回以上清掃すること。
→とくに排水溝は、毛髪等廃棄物の流出や悪臭等により客に不快感を与えないようにする。
 - ・器具・布片の保管場所は少なくとも週1回以上清掃すること。
 - ・洗髪器具は1日数回洗浄剤を用いて清掃すること。
 - ・照明器具は年2回以上清掃し、換気装置は定期的に清掃・点検すること。
 - ・器材・器具は毎日点検し、適正に使用できるよう整備すること。
→消毒薬の期限が切れていないか定期的に確認する。
紫外線消毒器は適宜清掃し、常に85μW/㎡以上の照射が得られるようにする。
（3000時間程で出力が低下するので、定期的に蛍光管を交換してください。）
 - ・清掃用具や薬品類は、所定の場所に保管すること。

○従業員の健康管理

- 施設内で感染症等を発生させないよう従業員の健康管理に常に注意してください。
- とくに結核・皮膚疾患（トビヒ・単純性疱疹・疥癬・シラクモ等）に従業者が罹患した場合は届出が必要となるので、保健所へ御一報ください。
- また、従業者又はその同居者がエボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱・マールブルグ病、ジフテリア・ペストの患者又はその疑いがある場合は、従事者の非感染が判明するまで従事させないこと。

理容所・美容所についてのご相談や不明な点がございましたら
青森県西北保健所 理容業・美容業担当 まで ご連絡ください。
（住所：五所川原市字末広14 ☎0173-34-2108 FAX 0173-34-7516）
※ 外勤等で担当不在の場合もありますので、来所の際は事前にお電話をいただけると幸いです。